

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例
秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例（平成29年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」の次に「もしくは第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。